

## 恵那市監査告示第6号

### 令和4年度決算に係る恵那市財産区定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により恵那市財産区の定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和5年12月5日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 堀 光明

#### 記

1. 監査の対象 恵那市 中野財産区 竹折財産区  
正家財産区 笠置財産区  
永田財産区 中野方財産区  
久須見財産区 飯地財産区 以上8財産区
2. 監査の内容 各財産区会計における令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に係る財務に関する事務及び事業の執行状況等
3. 監査実施期日 令和5年10月12日（木曜日）午前9時20分から午後3時24分

#### 4. 監査の方法

監査は、令和4年度の単位財産区ごとの財務等に関する事務処理の執行状況等について、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、事前に定期監査資料の提出を求め、関係諸帳簿及びその他の書類を照査するとともに、各財産区議長及び副議長等の同席の下、担当職員からその執行状況等の説明を聴取する方法で実施した。

#### 5. 監査の結果

監査の対象である予算の執行及び事務処理は、各財産区とも概ね適正であると認められた。自治連合会等への交付金については、申請書や実績報告書、領収書等の関係書類により交付内容の把握や支出の確認がされており、適切に事務が行われていた。

なお、以下の点について課題があったので、改善を要望する。

- ① 財産区が所有する公有財産の土地利用は、各財産区において検討され、実施されているが、将来的な土地利用方針が定まっていない場合がある。土地の価値が大きく変わる可能性のある土地は、より有効に利活用できるよう関係機関等と調整しながら、市と連携して一体的に考えていただきたい。
- ② 財産区の運営に係る事務、特に賃貸収入を得るための事務については、財産区自体で対応するようにしていただきたい。財産区の経理の明瞭性、事務の明瞭性、事務を継続的に管理していくためにも、財産区で経理担当者を配置するなどの対応を検討していただきたい。
- ③ 財産区が所有していた土地を処分（譲渡）した場合は、登記簿上の権利関係を正しくする必要がある。公有財産の適正管理に努めていただきたい。

今後も保有財産の確実な管理と財産区会計の適正な事務処理に務められ、所管課の指導や研修会等を継続的に開催して知識の向上を図りながら円滑な運営に努められたい。